

転 出

次の項目に該当する方は各担当窓口で手続きをお願いします。
詳しくは担当窓口にお問い合わせください

手 続	対象者	持ち物など
● 市民課窓口 庁舎 1 階 TEL 0954-63-2117		
転出届(住民登録)	鹿島市から転出される方	本人確認書類、委任状(届出が本人でない場合)、「転出証明書」を交付します。
国民健康保険脱退手続	国民健康保険に加入されている方	国民健康保険証
印鑑登録証の返還	印鑑登録をされている方	印鑑登録証
● 保険健康課 庁舎 1 階 TEL 0954-63-2120		
後期高齢者医療被保険者の転出手続	75歳以上または65歳以上で一定の障害認定があり、県外へ転出される方	後期高齢者医療被保険者証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受領証(お持ちの方)
学生の国保保険証の手続	国保資格を持っていて就学や就職のために転出される方	国民健康保険証、学生証等の写し
介護保険の手続	介護認定を受けている方	印鑑(本人以外が手続される場合)、介護保険被保険者証
● 福祉課 庁舎 1 階 TEL 0954-63-2119		
児童手当	該当するお子様がおられる場合は福祉課にお問い合わせください。 ※ 児童手当は、新住所地で15日以内に手続きが必要です！	
子どもの医療費助成		子どもの医療費受給資格証(オレンジ色)
児童扶養手当		児童扶養手当証書
保育所退所		
● 税務課 庁舎 1 階 TEL 0954-63-2118		
125cc以下のバイクや小型特殊自動車の廃車手続	125cc以下のバイクや小型特殊自動車を所有の方	ナンバープレート
● 教育総務課 庁舎 2 階 TEL 0954-63-2103		
児童・生徒の異動手続	小・中学生	児童・生徒異動通知
● 水道課 新世紀センター(市庁舎西側横) 1 階 TEL 0954-62-3718		
水道閉栓届	水道使用を中止される方	水道使用料の精算

新住所地での 手続きについて

新しい住所地に移った日から14日以内に、新しい住所を確認のうえ、その市区町村で転入手続きを行ってください

マイナンバーカードをお持ちの方(※必ずご持参ください。)
マイナンバーカードの継続利用の手続きが必要です。(転出予定日から30日を経過又は転入届出日から90日を経過又は転入した日から14日を経過するとマイナンバーカードが転入先で使えなくなりますので、お気をつけ下さい。)
※暗証番号の入力が必要です。

妊婦の方、お子様がいらっしゃる方

妊婦健診受診票(補助券)・乳児一般健康診査受診票の差替え手続きが必要です。
予防接種予診票については転入先にお尋ねください。

必要なもの

転出証明書、印鑑、年金手帳、本人確認書類、マイナンバーカード(お持ちの方のみ)、委任状(本人以外が手続きされるときに必要な場合があります)……など
詳しくは転入先の市区町村(役所)にお尋ねください。

※本人確認書類・・・マイナンバーカード、運転免許証等(公的機関発行の写真付証明書の場合は1点)。
保険証・年金手帳等の写真付きでないものは、複数の証明書を提示してください。